

3.株主総会の役割と手続

3-1.意義と権限

(1)意義

株主によって構成され、会社としての意思を決定するための機関（1-3(2)参照）

→会議としての株主総会

①定時株主総会（会社 296 I） 主な議題＝計算書類の承認または報告、役員等の選任

事業年度と経営成果の確認・報告 [テキスト 5 章 1 節 **1**(1)]（「会社法Ⅲ」）

株式会社＝期間を区切って経営成果を確認→それにもとづいて剰余金配当額を決定
＝事業年度（多くの会社では 4/1～3/31 までの 1 年間）

計算書類＝株式会社の財政状態や経営成果を表示する書類
（貸借対照表、損益計算書等）

＝定時株主総会で承認 or 報告（会社 438 I Ⅱ・439）

②臨時株主総会（会社 296 Ⅱ）

例：定時株主総会と異なるタイミングで合併（会社 783 I・795 I 参照）

(2)権限

取締役会設置会社の株主総会の権限（会社 295 Ⅱ）（⇔非取締役会設置会社。2-2(1)(a)）

——理由

3-2. 招集と議事

(1) 招集 [テキスト 4 章 2 節 2(1)(2)]

(a) 取締役会設置会社の総会招集手続

①招集権者	原則：取締役会が招集について決定（会社 298 I IV） →これにもとづき代表取締役が招集（会社 296 III） 例外：株主による招集請求（会社 297） 要件＝議決権の 3%、6 か月以上保有 [非公開会社：保有期間なし]
②招集の決定事項 （会社 298 I）	①株主総会の日時・場所、②目的事項（議題）、③書面投票ができる旨、 ④電子投票ができる旨、⑤法務省令で定める事項（会社則 63） ⑤の例＝役員等の選任の場合などには、議案の概要（会社則 63 ⑦）
③招集時期	株主総会の日々の 2 週間 [非公開会社では 1 週間] 以上前（会社 299 I）
④招集方法	招集通知によって招集（会社 299 I） 書面（会社 299 II ②）または電磁的方法（会社 299 III） 上記①～⑤の事項を記載（会社 299 IV）
⑤招集通知と同時に交付する書類等	計算書類・事業報告、監査役・会計監査人の監査報告（会社 437） + 書面投票→参考書類・議決権行使書面（会社 301） 電子投票→参考書類・議決権行使書面に記載すべき事項（会社 302）

株主総会資料の電子提供制度（令和元年改正） [テキスト Column4-5]

参考書類等を株主の個別の承諾なく電子化できる制度

- ・ 参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款で定めることができる（会社 325 の 2）
- ・ 電子提供措置をとる期間（会社 325 の 3）
- ・ 電子提供措置をとる場合、書面の交付等は不要（会社 325 の 4）
- ・ 株主の書面交付請求（会社 325 の 5）

(b) 招集ルールの趣旨と例外

招集ルールの趣旨

株主数が多い会社 ⇔ 株主全員が了解している場合など

全員出席総会	「招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であつても、 <u>株主全員がその開催に同意して出席したい</u> いわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときには、右決議は有効に成立する」 (最判昭 60・12・20 民集 39-8-1869) * 「一人会社の場合には、 <u>その一人の株主が出席すれば</u> それで株主総会は成立し、招集の手続を要しない」(最判昭 46・6・24 民集 25-4-596)
招集手続の省略 (会社 300)	株主全員の同意→招集手続を経ることなく株主総会開催可能(書面投票・電子投票を定めた場合を除く)
決議の省略 (会社 319)	会議の目的事項に関する取締役または株主の提案について株主全員が書面・電磁的記録による同意→当該提案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなす=総会開催の必要なし

事例 3-a 全員出席総会 [テキスト Case4-1 を一部変更]

A 会社は、株主数 5 人の株式会社である。B が A 会社株主総会の招集を行ったが、B は株主総会の招集権限を有していなかった。しかし、株主総会のあることを知らされた 5 人の株主は、全員、通知された期日に通知された場所に集合し、取締役の選任を決定した。この取締役選任にかかる決議は、有効に成立するだろうか。

(2) 議事 [テキスト 4 章 2 節 **3** **4**(3)]

(a) 議事のルール

会議としての株主総会——議事(審議→決議)

議事運営責任者	議長：総会の秩序を維持・議事を整理(会社 315 I)、退場命令(同 II) * 定款で社長を議長とする会社が多い
議事の進行	報告事項：会社側から報告 決議事項：審議の後、採決 * 株主からその場で議案の提案が可能(会社 304) = 動議
採決の方法	議長の裁量(拍手、挙手 etc.)
議決権・決議要件	3-3 参照
議事の記録	議事録(会社 318)
招集手続・決議方法の調査	総会検査役(会社 306) →一定の場合、裁判所による招集の決定(会社 307)

* 上場会社の株主総会の典型的な議事進行

(実際の議事運営の様子：「株主総会 動画」等で検索)

①議長就任宣言	定款で社長を議長とする会社が多い
②開会宣言	
③出席状況の報告	
④発言上の注意	株主の発言可能なタイミング等について説明 [議長から]
⑤監査報告	監査報告について説明 [監査役から]
⑥計算書類等の説明	計算書類等について説明 [取締役から]
⑦決議事項の説明	議案の内容や提案理由について説明 [取締役から]
⑧審議	株主から説明を求められた事項について説明 [取締役から]
⑨採決	決議の採決方法について会社法に定めなし。拍手で行うのが通常
⑩閉会	

事例 3-b 議事運営 [テキスト Case4-3 を一部変更]

A 会社（電力会社）には、原子力発電に反対する株主 B とその仲間が多数いる。B らは、数年前から会社の内外で示威行為を行い、株主総会でも議事を妨害してきた。今年の株主総会でも B らの議事妨害が予想されることから、A 会社は、屈強な体格の従業員のうち A 会社株式を保有している者に休暇をとらせ、一般株主が入場する前に総会会場に入場させた。その結果、前から 5 列目までの座席はすべて従業員株主が着席することとなった。そのため、B は、希望する席には着けなかった（ただし、総会において議長から指名を受け動議を提出すること〔総会会場で提案をすること〕ができた）。B は、このような議事運営によって精神的苦痛を被ったとして、A 会社に対して不法行為に基づく損害賠償を求めた。

最判平 8・11・12 判時 1598-152

「株式会社は、同じ株主総会に出席する株主に対しては合理的な理由のない限り、同一の取扱いをすべきである。本件において、…会社が…本件株主総会前の原発反対派の動向から本件株主総会の議事進行の妨害等の事態が発生するおそれがあると考えたことについては、やむを得ない面もあったといえることができるが、そのおそれのあることをもって、…従業員株主らを他の株主よりも先に会場に入場させて株主席の前方に着席させる措置を採ることの合理的な理由に当たるものと解することはできず、… [A 会社] の右措置は、適切なものではなかったといわざるを得ない。」

(b)取締役等の説明義務 (会社 314)

会社 314 の説明義務 ((a)の表⑧) ⇔ その他の説明 ((a)の表④～⑦)

拒絶事由 (会社 314 但・会社則 71)

例：調査を要する場合 (会社則 71①) →同号イの場合を除く

説明の範囲 (程度)

東京地判平 16・5・13 金判 1198-18

「説明義務の範囲と程度には自ずから限度があり、株主が会議の目的たる事項の合理的な理解及び判断をするために客観的に必要と認められる事項……に限定されると解すべきである。」

「実際の株主総会の場面において、議決権行使の前提としての合理的な理解及び判断を行い得る状況にあったかどうかを判断するに当たっては、会議の目的たる事項が決議事項である場合には、原則として、平均的な株主が基準とされるべきである。……当該質問株主や当該説明者の実際の判断を基礎とすることは妥当ではない……。」

3-3. 議決権と決議要件

(1) 議決権

一株一議決権（会社 308 I）

単元株制度 [テキスト 3 章 5 節 5]

株式会社は、その発行する株式について、一定の数をもって株主が 1 個の議決権を行使することができる 1 単元とする旨を定款で定めることができる（会社 188）

→ 要するに「〇株あたり 1 議決権」という定め

日本の上場会社の多くは、100 株 = 1 単元

取引所では、単元数が売買単位とされる（100 株 1 単元の株式は、100 株単位で売買）

(2) 出資額と議決権の比例

株主の有する株式数 = 出資額に比例（1-1(2)） → (1)のルールからすれば…

出資額 = 経済的なリスク

出資額と議決権が比例しない場合 [テキスト 3 章 1 節 7(4)・4 章 2 節 4(1)] (「会社法 II」)

- ・ 相互保有株式と自己株式 [会社が有する自己の株式。会社 113IV] には議決権なし（会社 308 I 括弧 II）
- ・ 議決権制限株式（会社 108 I ③）
- ・ 属人的定め（会社 109 II）：たとえば一人一議決権も可能

(3)決議要件と決議事項

決議要件	決議事項
<p>[1]普通決議（会社 309 I） [定足数] 議決権の過半数を有する株主が出席 +出席株主の議決権の過半数の賛成 *定款で定足数排除可（ただし会社 341）</p>	<p>[2][3]の事項以外すべて。たとえば： ・非取締役会設置会社の譲渡制限株式の譲渡等の承認（会社 139 I） ・非取締役会設置会社の株式分割（会社 183 II） ・役員および会計監査人の選任（会社 329 I） ・役員および会計監査人の解任 [会社 309 II ⑦を除く]（会社 339 I） ・非取締役会設置会社の競業取引および利益相反取引の承認（会社 356 I ・ 365 I） ・取締役の報酬等の決定（会社 361 I） ・監査役報酬等の決定（会社 387 I） ・計算書類の承認（会社 438 II） ・剰余金の配当（会社 454 I）</p>
<p>[2]特別決議（会社 309 II） [定足数] 議決権の過半数を有する株主が出席 +出席株主の議決権の 3 分 2（定款で引上げ可）以上の賛成 *定款で定足数引下げ可（3 分の 1 まで）</p>	<p>たとえば（丸囲み数字は会社 309 II の号数）： ①譲渡制限株式の買取り ②特定の株主からの自己株式取得 ④株式併合 ⑤募集株式の発行等に関する事項の決定 ⑦累積投票で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の解任、監査等委員である取締役・監査役の解任 ⑧取締役の責任の一部免除 ⑨資本金の減少 ⑩現物配当 ⑪定款変更・事業譲渡等・解散の承認 ⑫組織再編（合併等）の承認</p>
<p>[3]特殊決議（会社 309 III IV） さらに厳重な要件</p>	<p>株式に譲渡制限を付す定款変更（会社 309 III） 株主平等に反する定めを置く定款変更（会社 309 IV）</p>

普通決議の定足数の排除——例外：役員を選任・解任（会社 341）

事例 3-c 決議要件

A 会社の発行済株式総数は 1000 株（議決権の総数は 1000 個）である。A 会社は、定款によって、役員を選任の定足数を「議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1」とし、その他の普通決議事項の定足数を排除している。①A 会社の株主総会で株主が行使した議決権は合計で 200 個（200 株分。以下同様）であり、剰余金の配当議案に賛成した株主の議決権は合計で 101 個であった。②A 会社の株主総会で株主が行使した議決権は合計で 334 個であり、取締役の選任議案に賛成した株主の議決権は合計で 168 個であった。